

令和4年第10回定例会  
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和4年10月26日(金)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

## 第10回定例会議事日程

- 1 開 会
- 2 議事録署名者の指名
- 3 会期の決定
- 4 教育委員会議事録の概要報告
- 5 報告事項
  - 報告第26号 入札結果について
  - 報告第27号 【専決事項】藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正について
  - 報告第28号 【専決事項】藤崎町外国語指導助手設置要綱の一部改正について
- 6 議決事項
  - 議案第27号 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について
  - 議案第28号 藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件について
- 7 その他
- 8 閉 会

## 藤崎町教育委員会

### 出席者委員

委員	(1番)	榊	公子
委員	(2番)	加福	哲三
委員	(3番)	工藤	留美
委員	(4番)	工藤	優

### 教育委員会事務局

教育長	羽賀	義易
学務課長	佐藤	康文
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木	泰人

### 事務局職員

学務課長補佐	成田	康治
--------	----	----

午後1時30分 開会

#### ◎羽賀教育長

ただいまから、令和4年第10回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の榊委員と2番の加福委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和4年10月26日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認め、会期を令和4年10月26日の一日間とします。

次に、『令和4年第9回藤崎町教育委員会議事録の概要について』、報告をお願いします。

#### ◎成田学務課長補佐（事務局）

令和4年第9回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

令和4年第9回定例会は、令和4年9月30日（金）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館 視聴覚室において開催されました。欠席された委員はいませんでした。報告事項として

報告第24号 入札結果について

報告第25号 藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について

議決事項として

議案第25号 令和5年度使用小・中学校使用教科用図書について

議案第26号 教育財産の取得に係る入札についてが審議され可決されました。

第9回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長

報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、報告事項に入ります。『報告第26号 入札結果について』説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

3ページをお開き下さい。

報告第26号 入札結果について。

理由 9月及び10月に実施した入札結果について、報告するものであります。

3ページをお開き下さい。

資料1 入札結果についてであります。

一つめ

<生涯学習課・工事関係>

工事番号 藤財工第49号

工事名 常盤ふるさと資料館あすか高圧機器等改修工事

入札日 令和4年9月30日

落札業者名 有限会社 ナリデン

落札金額 2,560,000円（税抜き）

工期 令和4年10月5日から令和5年3月31日まで

工事内容 受電設備の劣化及び耐用年数経過部品の取替修繕です。

二つめ

<学務課・工事関係>

工事番号 藤財工第59号

工事名 藤崎中学校テニスコート整備工事

入札日 令和4年10月18日

落札業者名 久保田建設 株式会社

落札金額 6,800,000円（税抜き）

工期 令和4年10月21日から令和4年12月28日まで

工事内容 テニスコート整地（2面）、  
フェンス下コンクリート敷設であります

報告第26号については以上であります。

◎羽賀教育長

報告が終わりましたが、この件について何かご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長

無いようですので、続いて『報告第27号 【専決事項】藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正について』説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

4ページをご覧下さい

報告第27号 【専決事項】藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正について

理由 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱について専決により一部改正したため報告するものであります。

6ページをお開き下さい。

資料2 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する教育委員会告示であります。

今回の改正は、令和4年10月1日の人事院規則改正により、特別休暇において育児参加のための休暇の対象期間の拡大が行われたことにより、地方公務員との勤務条件均衡をとるためと、青森県の最低賃金が822円から853円に引き上げられたことに伴う報酬月額等の改正になります。6ページの別表第1については、改正前が『当該出産の日後8週間を経過する日まで』となっている『8週間』を『1年』に拡大したものです。7ページの別表第3については、調理員の単価が850円から860円、清掃員が830円から860円、管理人の最低額が同じく830円から860円に、別表第4の調理員の期末手当基礎額が61,200円から61,920円となっています。8ページから14ページまでが新旧対照表となっています。

報告第27号については以上であります。

◎羽賀教育長

報告が終わりましたが、この件について何かご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長

無いようですので、続いて『報告第28号 【専決事項】藤崎町外国語指導助手設

置要綱の一部改正について』説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

4 ページをご覧ください

報告第 28 号 【専決事項】藤崎町外国語指導助手設置要綱の一部改正について  
理由 藤崎町外国語指導助手設置要綱について、専決により一部改正したため報告するものであります。

17 ページをお開き下さい。

資料 3 藤崎町外国語指導助手設置要綱の一部を改正する教育委員会告示であります。今回の改正は、ALT についても地方公務員等共済組合法の令和 4 年 10 月 1 日改正により、健康保険から地方公務員共済制度短期給付への切り替えに伴う改正になります。18 ページが新旧対照表となっています。

報告第 28 号については以上であります。

◎羽賀教育長

報告が終わりましたが、この件について何かご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

無いようですので、議案審議に入ります。『議案第 27 号 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について』説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

19 ページをお開き下さい。

議案第 27 号 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について。

理由 藤崎町就学援助事業実施要綱を改正する必要があるため提出するものであります。

21 ページをお開き下さい。

資料 4 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会訓令（案）であります。

災害により経済的に困窮し、町税等の減免措置適用となった家庭が就学援助申請する場合の申請にかかる認定の取り扱いについて、被災日の翌月 1 日を認定日とすることを追加するものです。就学援助事業の申請時に減免決定通知の写しの添付が必要となりますが、町税等の減免の決定に至るまで数ヵ月を要することもあるため、取り扱いを明確にするため改正するものであります。

22 ページが新旧対照表となっています。

議案第 27 号については以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎佐藤学務課長

補足説明させていただきます。

この改正は、この度の水害による農業被災をされた方々が主なターゲットとなってございました。8月に農政課が中心となって被害の状況を聞き取るということをやりました、そこに学務課も参加いたしました。小中学生がいる世帯で、農業被害があり税金の減免になるという場合は、就学援助の対象となるということからスタートしました。ただ、現在の要綱のままですと申請した翌月になってしまいます。今説明しました農業被害の税金の減免が決定するまで数ヶ月要する場合もあるということで、その間の援助の対象とならない期間が発生することとなり援助することができないため、「災害のあった翌月をもって認定する」という一文を加えさせていただいたものであります。

ちなみに、被災農家が100件近くありましたが、就学援助の対象になる家庭が3件ございました。その家庭から就学援助の申請を受付け、現在税金の減免の決定について待っている状況であります。

◎羽賀教育長

学務課長からの補足がありましたけれども、議案第27号 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について、ご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第27号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第28号 藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件についてを議題とします。説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

23ページをお開き下さい。

議案第28号 藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件について

理由 藤崎町年縄伝承館の指定管理者を次のとおり指定したいので、教育委員会の承認を求めるため提出するものであります。

25ページをお開き下さい。

資料5 藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件であります。

藤崎町年縄伝承館の指定管理期間が令和5年3月31日で終了することから、新たに指定管理者を藤崎町年縄奉納行事伝承保存協議会 会長 笹森 末八 として、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするもので

す。承認が得られた後に、議会に提出し議決を得て指定する運びとなります。  
藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件については、以上であります。

議案第28号についての説明は以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎羽賀教育長

〔「なし」という声あり〕

議案第28号 藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件についてを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第28号を原案のとおり承認します。

◎羽賀教育長

続いて、その他に入りますが事務局より何かありますか。

◎佐藤学務課長

委員の皆様にお問い合わせというかお知らせというか、3点ほどございます。

1点が教育委員会主催行事についてです。教育委員会主催行事というのが「陸上大会」それから「音楽発表会」と2つございます。コロナ禍で2年間開催できず、今年度久しぶりの開催となったのですが、近隣の市町村ではこれを中止している動きがでている状況であります。陸上大会及び音楽発表会についても、それぞれ反省文を出していただいております。これがまとめ次第、委員の皆様にお渡ししたいと思います。今後この行事を続けるかどうかを含めての議論を教育委員会の中できちんとした形で時間を取らせていただき、委員会主催行事でありますので次年度以降どうしていくか皆様のご意見を頂戴しながら決めていきたいと考えております。

2点目ですが、私と生涯学習課長がタブレットを机に置いていますが、この中に皆様のお手元にある議案書がPDFという形のデータで入っております。よろしければ、委員の皆様にもタブレットをお貸ししてペーパーレスという形でやってみたいと思っております。タブレットは、子ども達が使っている物と同じ物を使っただき、持ち帰り学習、家庭学習といった時のためのご意見をいただければと思っております。設定につきましては、子ども達が使っている状態で使用いただきたいと思います。また、事件・事故があった場合メールで委員の皆様にご情報提供できることもあると思っておりますのでご協力願います。

3点目ですが、これから小学校の学習発表会が予定されておりますので、委員の皆様にも通知が届く予定となっておりますので出席方お願いいたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

課長補佐 成田 康治

閉会時間 午後2時2分

教育長 羽賀 義男

1番 神 公子

2番 加 福 哲三